



# コロナ補助金を活用した デジタルマーケティング ご提案書

株式会社HATAGO CONSULTING



# アフターコロナの消費需要に関して

コロナの影響で少なからず、人々の暮らしに変化がありました。  
それは市場の急速な「デジタル(オンライン)化」です。  
人々の暮らしは、「Stay Home」の影響でテレワークなども広がり、よりオンラインでの行動が増加したと思われます。  
この変化に対応するには、自社のデジタル面の強化を行う必要があります。  
この機会に、国から出る補助金を活用し、弊社のデジタルマーケティングを活用してみてはいかがでしょうか？

## 需要起因例

- ・「Go to Travelキャンペーン」(国内旅行需要喚起を目的とした制度)
- ・「東京オリンピック」(国内外需要を取り込めるイベント)
- ・「訪日旅行需要」(世界のコロナ緩和後に起こる爆発的な旅行需要)  
中国では既に国内旅行需要が爆発しており、それは前年比2.5倍の影響がありました。

例えば、WEBリニューアルや多言語化、SNSマーケティングやインフルエンサー PRなどの費用に補助金を活用することができます！

# ご提案概要

新型コロナの影響に対する経済対策として、小規模事業者向けに補助金申請の受付が既に始まっております。弊社では補助金の受給の申請サポートから販路開拓施策として有効なパッケージをご提案致します。



## デジタルマーケティング

- ・WEB制作 / LP制作
- ・PR動画制作
- ・インフルエンサーPR
- ・メディアPR など



最大3/4  
の経費を  
補助

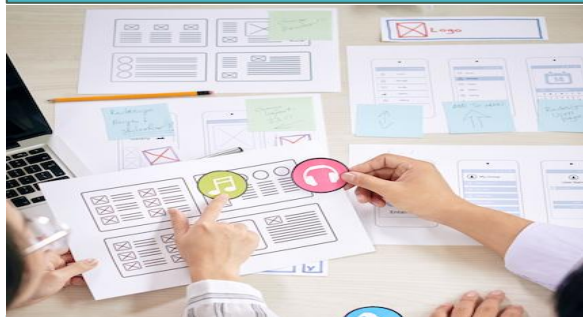
“ 自社サービスの販路開拓・集客に繋がるデジタルマーケティングを補助金を活用して実施してみませんか？ ”

# 補助金デジタルマーケティングサービス

## 代表的なデジタルマーケティング項目

### WEB

WEB制作  
リニューアル/LP制作



新規WEBの制作から、リニューアルやLPの制作も承ります。

### SNS

SNS運営 / SNS広告運用



新規SNSアカウント開設から運営・広告運用のサポートまで承ります。

### インフルエンサー

インフルエンサー/KOL  
のキャスティング



効果的なインフルエンサーを選定して、キャスティング致します。

要望に応じてカスタマイズやその他サービスを組み込むことも可能です。まずはご相談ください。

# 補助金制度基本情報①

現在、小規模事業者向けに募集が始まっている補助金制度には以下の条件があります。

## 小規模事業者持続化補助金

### 自社経費補填

自社サービスの販路開拓及び販路開拓の業務効率向上に関わる

- ・「**販管費**」(出張費用・販促資料やHP制作・広告費など)
- ・「**委託費**」(調査・コンサルティングなど)
- ・「**設備費**」(生産性向上のためのソフトウェアなど)

等について、実施時期内に使った経費が戻ってきます。

### 要件

- 下記要件に該当する「小規模事業者」
- ・**従業員(※)5名以下**の法人・個人事業主(他社サービスの代理販売事業、在庫性/代替性のない事業、宿泊施設のない飲食業)
  - ・**従業員(※)20名以下**の法人・個人事業主(上記以外の製造業、娯楽/宿泊業、その他ソフトウェアなど流通性があるサービスの開発販売会社)

# 補助金制度基本情報②

コロナ特例枠は優遇制度がありますが、それに伴った条件があります。

小規模事業者持続化補助金

コロナ特例枠

## 優遇制度

- 補助額上限が100万円(条件B・Cの場合、133万円経費に対し100万円補助)
- 一般枠よりも審査が優先され有利。
- 前年同月比で売上▲20%以上減の場合 → 補助決定額の半額を即時支給申請できる
- 2020年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認められる

## 条件

補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であること

A: サプライチェーンの毀損への対応 (全体経費の2/3補助)

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

(例: 部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 (全体経費の3/4補助)

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと(例: 店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)

C: テレワーク環境の整備 (全体経費の3/4補助)

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

(例: WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入)

# 補助金の利用例

お客様に合ったパッケージにカスタマイズさせていただきます。

活用例

133万円パッケージを活用する場合

補助金適応額 : 100万円  
ご負担費用 : 33万円

既存WEBの翻訳/LPサイト制作/WEB広告  
インフルエンサー/お試しSNS など



条件内訳

133万円パッケージを活用する場合

パッケージ(例)

- ①コロナ特例条件(1/6)  
条件Bを選択(非対面型ビジネス転換)  
オンライン対応システム導入
- ②販促開拓  
WEBリニューアル  
動画制作  
デジタルマーケティング

※以下は利用例です。要望・工数によって内容・費用は変わります。

# 補助金のご活用例

## ご活用例1

WEBサイトの多言語で  
外国人需要に対応する



海外顧客に対応するための多言語WEBサイトを補助金を活用して準備することができます。外国人需要を取り込み、売上増加を見込めます。

## ご活用例2

インフルエンサーを活用  
したPR施策を行う



新規顧客を取り込むためのプロモーション施策を補助金を活用して実施することができます。この機会にインフルエンサーを活用して、ブランディングしてみませんか？

## ご活用例3

販売促進のためのLPを  
制作し広告出稿を行う



補助金を活用して、導入が比較的簡単なLP制作を行い、デジタル広告でリードを獲得することができます。この機会にデジタルマーケティングを実施してませんか。



# 補助金申請サポート費用

弊社にて持続化補助金申請サポートを承ります。

## コロナ特別枠申請サポート

着手金 : 6万円(税別)  
成果報酬: 4万円(税別)

- 申請書類の虚偽記載は法令によって罰せられますので、ご注意ください。
- 「補助金交付決定通知書」の受領後に使った経費が、補助対象となります。
- 申請した補助事業の内容を採択後に変更する場合、事前の申請が必要です。特別な事情がないと認められませんので、申請時には、途中で変更する必要がないように十分に実施可能な計画を立案してください。
- 実績報告書を期日までに提出して初めて、補助金支払いが確定します。
- 実績報告書内で、補助金対象外の経費が含まれていると判断された場合、補助額が減額される可能性がありますので、経費の内容には十分ご注意ください。
- 補助事業で購入した設備やECサイトによって**直接的に収益が生じた場合、その分だけ、補助金額が減免される可能性**があります。
- 補助事業関連資料は、5年間の保管が義務付けられます。
- 国が助成する他の制度と重複する事業は対象外となります。
- 補助事業実施後に「事業効果及び質上げ等状況報告」の提出が義務付けられます。
- 過去に持続化補助金事業の採択を受けている場合 **前回の取組内容と明確に異なる補助事業**として申請する必要があります。また、受付〆切の0ヶ月以内に前回分で交付決定を受けている場合は対象外となりますので、その場合は次回以降の受付分でお申し込みください。

※ 着手金は、お申し込み後3営業日以内にお振込頂きます。

# ご申請から受給までの流れ

## 【Phase1】事前相談・チェック

申請条件・注意事項・当社サポート内容等を十分にご確認の上、  
問題なければご相談のお申し込みをお願い致します。



## 【Phase2】ご契約・ヒアリング

当社からお送りする発注書に捺印頂いた後、  
当社が用意するヒアリングシートに基づき、申請に必要な情報を確認します。  
合わせて決算書・会社概要など必要な資料をご提出頂きます。  
審査上の見せ方や使う経費についての助言を行い、申請内容について合意を得ます。



## 【Phase3】書類作成代行

Phase2に基づき当社にて申請書類の作成を代行します。  
最終的な申請内容は必ずお客様ご自身にてご確認ください。また、書類提出等の  
補助金事務局への窓口対応はお客様ご自身にて実施下さい。



## 【Phase4】交付決定後、施策の実施

補助金・助成金の交付決定後、施策を実施して、実績報告書を作成する。  
実績報告書を提出後、支給申請を行う。

# 補助金申請スケジュール

第3回の締め切りが迫っております。お早めにご相談ください！

第3回
申請書類一式の受付締切
2020年8月7日(金)
採択結果発表
2020年10月頃予定
補助事業の実施期間
2020年2月18日まで遡及 可能から実施期限(2021年5月31日(月))

第4回
申請書類一式の受付締切
2020年10月2日(金)
採択結果発表
2020年12月頃予定
補助事業の実施期間
2020年2月18日まで遡及 可能から実施期限(2021年7月31日(土))

# お問い合わせ先

## 株式会社HATAGO CONSULTING

【会社名】株式会社HATAGO CONSULTING

【事業】 デジタルマーケティング業務

【住所】 東京都中央区日本橋馬喰町 1-5-3

陽光日本橋馬喰町ビル 5 F

電話 : 03-6278-8225

メール: [info@hatagoconsulting.com](mailto:info@hatagoconsulting.com)

WEB : <https://hatagoconsulting.com/>



### About

HATAGO CONSULTINGは、海外デジタルマーケティング支援企業です。私たちは海外の文化に合わせたデジタルマーケティングソリューションを提供し、日本企業を世界につなぐ有効的なブランディング戦略を提供します。お客様に最適なマーケティング案を提供することで、海外展開に最適なアプローチを実現します。